

閱 覧 図 書

事 業 名：令和4年度風呂谷国有林森林整備事業(造林)

事業内容：地拵え	0.78ha
植付け	0.78ha
防護網	0.37km
単木保護	1,610基

1. 入札者注意書
2. 契約書(案)
3. 事業内訳書
4. 仕様書
5. 位置図
6. 契約情報の公表様式

和歌山森林管理署

（素材生産及び造林事業）

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。
また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
- 9 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。
または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - （10）明らかに連合によると認められる入札書
 - （11）同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書

- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。
また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
- 13 開札は、入札者の面前で行う。
ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
- 14 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。
その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 15 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
- (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
- (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
- (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札書

入札物件 第 号

事業名

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 〇 〇 〇 〇 殿

入札者
住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局（〇〇森林管理署）長 〇 〇 〇 〇 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により _____ を代理人と定め、
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

事業名

委任状

令和 年 月 日

（分任）支出負担行為担当官
〇〇森林管理局（〇〇森林管理署）長 殿

（委任者）所在地（住所）
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、〇〇森林管理局（〇〇森林管理署）における契約について、下記の一切の権限を委任します。

（受任者）所在地（住所）
商号又は名称
代表者役職氏名

（委任事項）

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

（委任期間）

令和 年 月 日から令和 年 月 日

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む）があっても差し支えない。

森林整備事業請負契約書(案)

- 1 事業名 令和4年度風呂谷国有林森林整備事業(造林)
- 2 事業場所 和歌山県田辺市中辺路町風呂谷国有林
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和 5年 2月28日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)

[注]「取引に係わる消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法72条の82及び72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。
()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものに○印、削除されるものに×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫負担行為に係る契約の特則		第40条

7 利用物件及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
(2) 伐採木の持ち出しを禁止する。
(3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の作業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 和歌山県田辺市新庄町 2345-1
分任支出負担行為担当官
氏名 和歌山森林管理署長

印

請負者 住所
氏名

印

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負人が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負の契約を解除せず、若しくは再請負人に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙)

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林	林小班	記番	数量	備考
西牟婁	地拵	契約締結の翌日 ～ R 5. 2. 28	風呂谷	1は2	地-1	0. 78ha	全刈存置
		計				0. 78ha	
	改植	契約締結の翌日 ～ R 5. 2. 28	風呂谷	1は2	改-1	0. 78ha	ヒノキ 1, 638本
		計				0. 78ha	
	単木保護設置	契約締結の翌日 ～ R 5. 2. 28	風呂谷	1は2	単-1	0. 72ha	720基
				1は2	単-2	0. 61ha	610基
				1は2	単-3	0. 28ha	280基
		計				1. 61ha	
	防護柵設置	契約締結の翌日 ～ R 5. 2. 28	風呂谷	1は2	柵-1	0. 15km	標準張り
				1は2	柵-2	0. 22km	標準張り
		計				0. 37km	

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

地拵仕様書（全刈）

（区域の表示）

1. 本作業地は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示してある。

（地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

2. 地床植生（木本類、ササ、雑草等）は、植付に支障とならないように刈払う。
3. 刈払物、末木枝条は植付に支障とならないように整理する。
4. 地拵は等高線に沿って行う。

（立木の処置）

5. 立木（胸高直径おおむね 10cm 程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。
6. 伐倒木は監督職員の指示により、植付に支障とならないように整理する。

（巻枯らしの要領）

9. 巻枯らしは、地上おおむね 1 m の箇所、幅約 20 cm の上端及び下端に鋸目を木質部に 1 cm 以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ 1cm 以上はぎ取る。

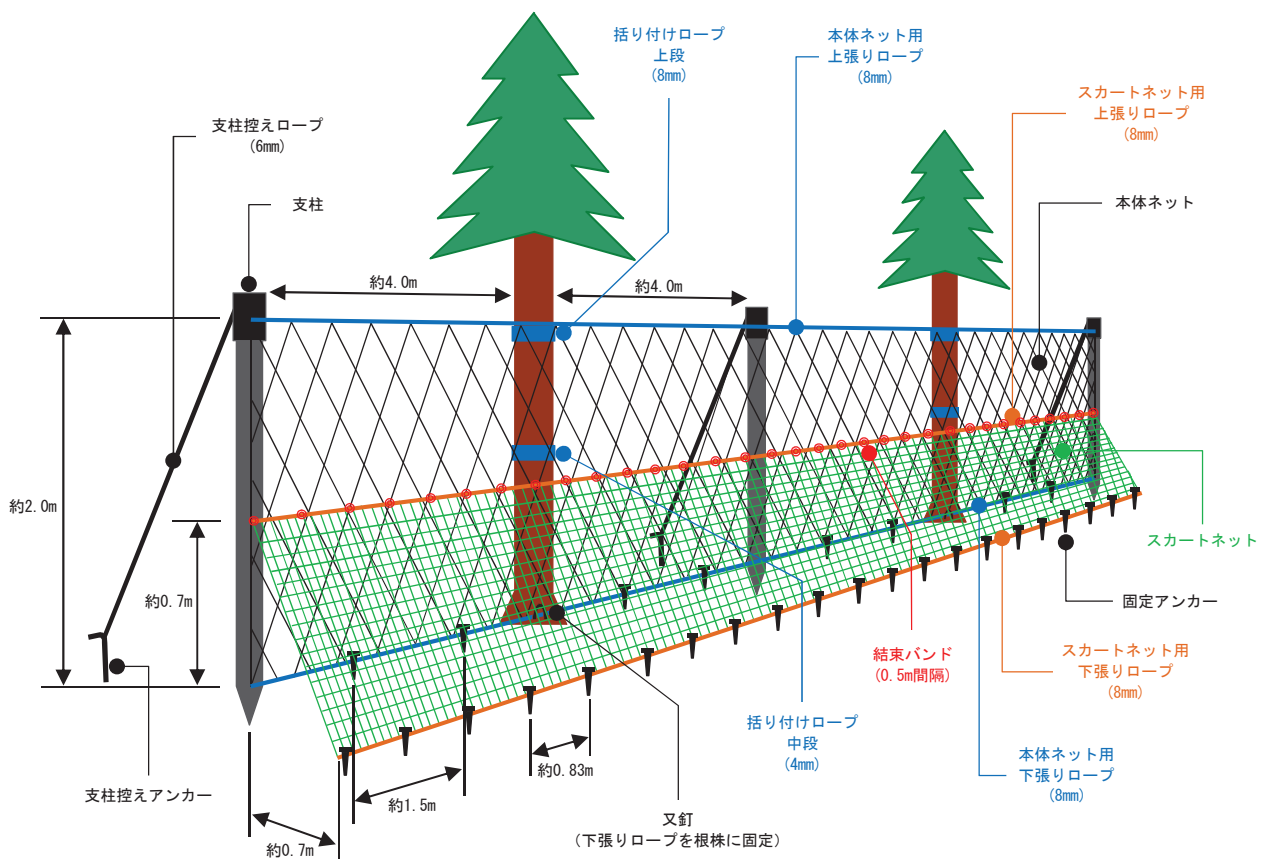
（その他）

10. その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書②（標準張り、支柱・立木利用）及び標準図

- 1 防護柵（標準張り、支柱・立木利用）の設置については、防護柵設置仕様書①に定める事項の他、下記を基本とすること。
- 2 立木利用による防護柵設置で使用する立木は、発注者が指示した箇所とする。
- 3 支柱及び立木利用の設置間隔は約4.0mとし、上張りロープは緩みによる垂れ下がりが無いような措置を講ずること。
- 4 立木利用による本体ネット取り付けは、上段（2.0m程度）と中段（1.0m程度）でロープを使用して括り付けるとともに、下段（下張りロープ箇所）は又釘を使用して根株に固定すること。
- 5 スカートネットは、設置した本体ネットの地面側から高さ約0.7mの位置を上端として取り付けることとし、取り付けには結束バンドを使用して約0.5mの間隔で括り付けること。
その際は、スカートネットに弛みを発生させることなく真っ直ぐ張るように注意すること。
- 6 本体ネットとスカートネットの下張りロープは、固定アンカーを使用して確実に地面へ固定することとし、その間隔は本体ネット側で約1.5m、スカートネット側で約0.83mとする。
- 7 防護柵設置にあたり、歩道を横断する箇所がある場合は、開閉の出来る出入口を作製すること。
- 8 設置に当たり疑問等が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を仰ぐこと。

【標準図】



単木防護資材設置仕様書（単１）

（本体の組立）

- 1 固定リングをはめる際は、たたまれた状態の本体を広げて円筒形にすること。
- 2 固定リングは３個はめ、１番目のリングは本体中央に、２番目と３番目のリングは本体の上下端部より１０cm空けた位置に固定させること。

（植栽木への設置）

- 3 本体の通気穴は山側斜面を向くように設置することとし、その際、通気穴の位置は本体下側（地面側）にすること。
- 4 植栽木へ本体をかぶせる際は下枝を束ねて入れ、本体から枝がはみ出さないように注意し、はみ出した場合は、その枝を取り除くこと。
- 5 かぶせた本体の下部は、地面との間に隙間を作らないよう、土中に数センチ埋めた状態にすること。
- 6 苗木の先端を曲げないように注意してかぶせること。

（支柱の打込）

- 7 支柱は等高線に沿って平行に設置すること。
- 8 土中の石や根を避けて打ち込む必要があることから、最初に仮置きを行うこと。
- 9 土中への打込はハンマー等の道具を使用して確実にを行うこととし、打込深さは３０cm以上とすること。

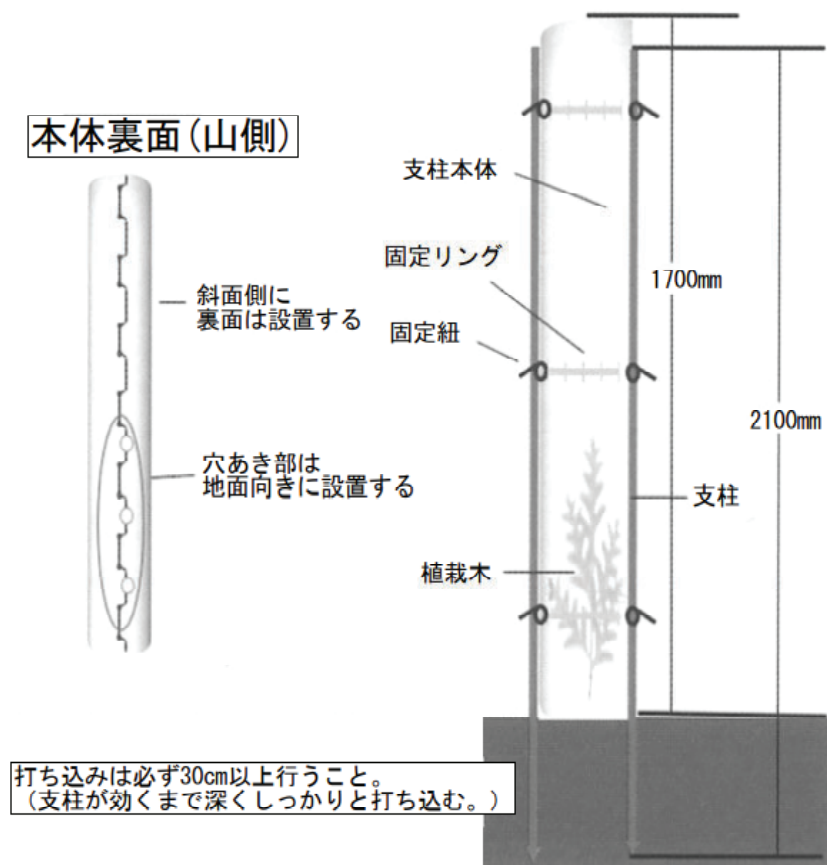
（本体と支柱の結合）

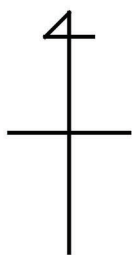
- 10 本体の固定リングに結束紐を通したら、その紐を支柱に巻き付けて確実に縛り付けること。
- 11 結合は、固定リング３個に対して支柱２本分の計６箇所行うこと。

（その他）

- 12 資材に取扱説明書がある場合は設置前に必ず目を通し、手順を十分に理解してから行うこと。
- 13 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

【仕様図】



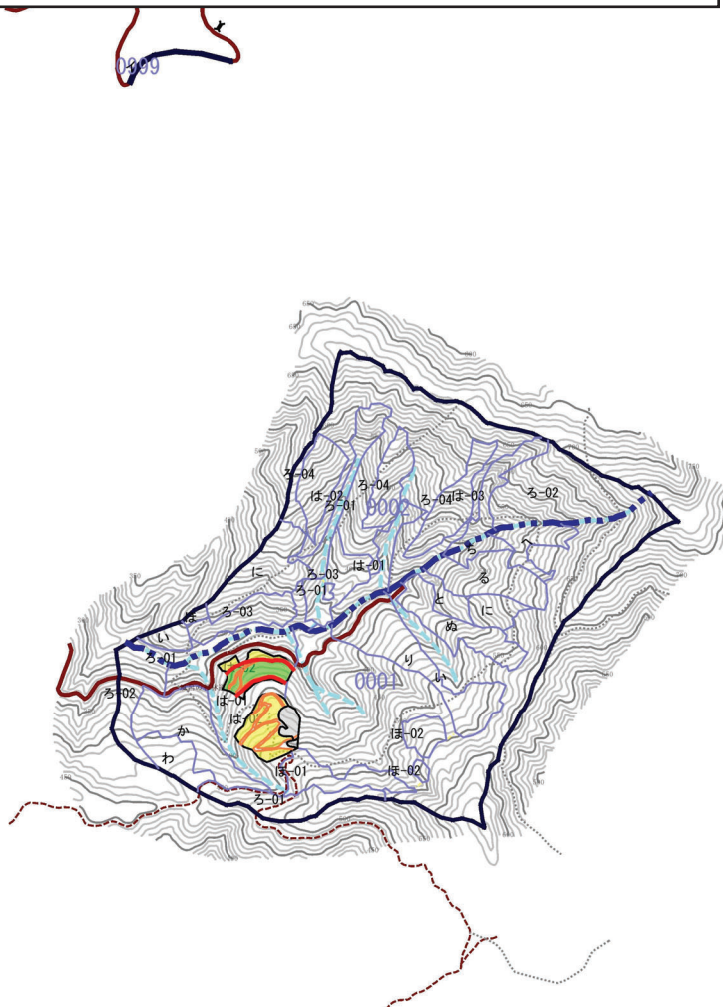


風呂谷国有林森林整備事業(造林)
位置図 No.1

縮 尺 : 1/20,000

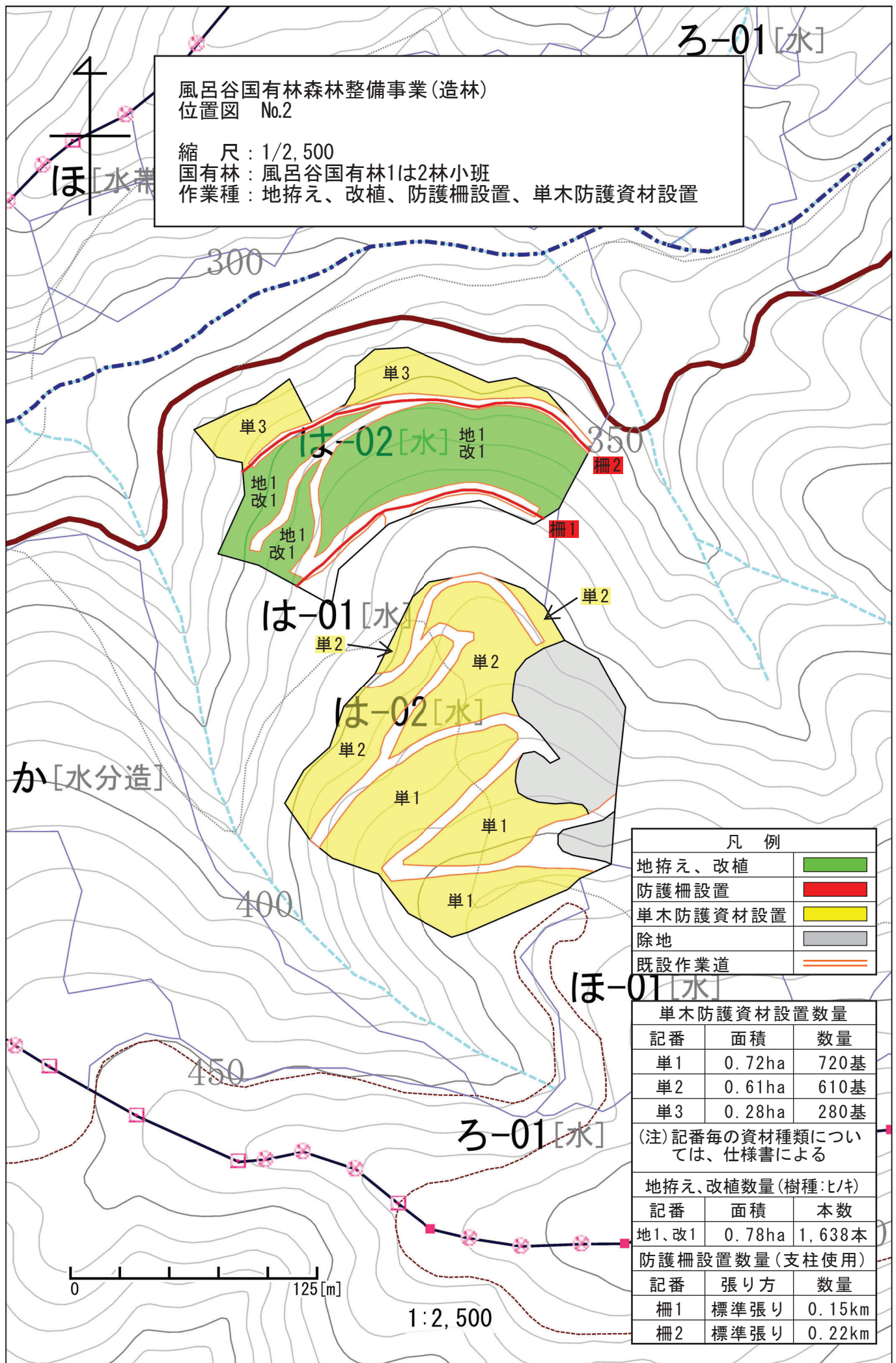
国有林 : 風呂谷国有林1は2林小班

作業種 : 地拵え、改植、防護柵設置、単木防護資材設置



1:20,000

凡 例	
地拵え、改植	
防護柵設置	
単木防護資材設置	
除地	
既設作業道	



単木防護資材購入仕様書

1 各記番毎における単木防護資材の品質及び規格・数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	全体数量	単位	備考
記番〔単1〕				
本体	チューブ形状、ポリプロピレン製、穴あき、肉厚0.5mm 直径100mm円筒型×長さ1700mm	720	本	耐候性 5年以上
支柱	樹脂被覆鋼管支柱(樹脂被覆：熱可塑性ポリエチレン樹脂) φ16mm×長さ2100mm	1,440	本	
固定リング	ポリカーボネート製、肉厚2mm 直径100mm円形×最大幅15mm	2,160	個	
固定紐	66ナイロン製結束バンド 幅4.3mm×長さ157mm	4,320	本	
記番〔単2〕				
本体	網目形状、ポリエチレン製 目合い20mm、幅1000mm×高さ1700mm	610	本	耐候性 およそ10年
支柱	竹支柱(防腐剤加圧注入品) φ約24mm×長さ1900mm	1,220	本	
結束具	66ナイロン製結束バンド 幅3.5mm×長さ150mm	4,880	本	
記番〔単3〕				
本体	ネット形状、高耐候性ポリプロピレン繊維製 φ250mm×長さ1700mm	280	枚	耐候性 およそ10年
支柱	FRP製ポール、パイプ形状 φ8mm×長さ2100mm	280	本	
留め具	ステンレス製、クリップ形状 幅25mm	280	個	
押さえ杭	竹製(かえし付) 長さ約330mm	280	本	

2 各物品の購入にあたっては、上記1の条件及びこれらと同等の品質及び規格を有すること。

3 各物品が納入される際は、指示した品質及び規格と相違がないか監督職員の確認を受けること。

また、納品書等については必ず監督職員に提出すること。

4 その他の必要事項については、監督職員の指示によること。

防護柵購入仕様書

1 防護柵物品の品質及び規格・数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	全体数量	備考
獣害防止ネット (標準張り用)	網目：100mm目合以下、高さ：1.8m以上 PE：200d/120本	450m	50m × 9巻
獣害防止ネット用上張りロープ (標準張り、斜め張り用)	PE、径：8mm以上	440m	55m × 8巻
獣害防止ネット用下張りロープ (標準張り、斜め張り用)	PE、径：8mm以上	440m	55m × 8巻
スカートネット (標準張り用)	PE、網目：16mm目合以下、幅：1.00m、野ウサギ対策用	450m	50m × 9巻
スカートネット用上張りロープ (標準張り用)	PE、径：4mm以上	440m	55m × 8巻
スカートネット用下張りロープ (標準張り用)	PE、径：4mm以上	440m	55m × 8巻
固定アンカー (ネット用)	長さ：430mm以上	757本	
支柱上部 (セパレート式)	鉄〔厚さ：0.5mm、径：38.1mm、長さ：1.8m〕 若しくはFRP・ABS樹脂被覆〔径：33mm以上×長さ：1.9m以上〕	92本	
支柱基礎部 (セパレート式)	鉄〔厚さ：1.6mm、25mm角、長さ：0.99m〕 若しくはFRP・ABS樹脂被覆〔径：26mm以上×長さ：1.0m以上〕	92本	
支柱キャップ	ロープ止め機能付	92個	
支柱控えロープ (標準張り、斜め張り用)	PE、径：6mm以上	330m	55m × 6巻
固定アンカー (支柱控えロープ、ネット沈み込み防止ロープ用)	L型異形鉄筋アンカー、径：10mm以上、長さ：600mm以上	92本	ネット沈み込み防止 ロープは斜め張り用
扉用支柱	FRP、径：35mm、高さ：2.4m	4本	
結束バンド	耐候性、長さ：200mm以上	10袋	100本/袋
括り付けロープ (立木利用、上段用)	PE、径：8mm以上	0m	55m × 0巻
括り付けロープ (立木利用、中段用)	PE、径：4mm以上	0m	55m × 0巻

2 獣害防止ネット及びロープ等は、野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。

3 支柱は、積雪及び強風等により折損等が生じにくいものを購入すること。

4 各物品の購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれらと同等の品質及び規格を有すること。

5 各物品が納入される際は、指示した品質及び規格と相違がないか監督職員の確認を受けること。

また、納品書等については必ず監督職員に提出すること。

6 その他の必要事項については、監督職員の指示によること。